

答 申 書
(答申第21号)
平成11年12月16日

1 審査会の結論

財団法人〇〇〇〇からの調査文書及びこれに対する回答文書を不存在としたことは、妥当である。

2 異議申立ての経過並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨

(省略)

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書について

本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書（以下「本件公文書」という。）は、財団法人〇〇〇〇（以下「〇〇」という。）が、平成2年頃に行った職員の採用試験に係る面接試験の実態に関する調査文書及び同調査に対する北海道人事委員会（以下「実施機関」という。）の回答文書である。

(2) 本件諮問事案における審議について

実施機関は、本件公文書は保存期間の満了により廃棄したため、不存在であるとして北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号。以下「条例」という。）第17条に基づき不存在通知（以下「本件処分」という。）を行っている。

本件異議申立ては、本件処分の取消しを求めるというものであるから、本件公文書が不存在であるとした処分の妥当性について判断することとする。

(3) 本件処分について

ア 本件公文書は、実施機関の理由説明書並びに異議申立人から提出された意見書及びその添付資料から判断すると、職員の採用試験に係る面接試験の実態に関する調査のために〇〇から平成2年頃に実施機関に送付された文書と同調査に対して遅くとも平成3年9月までに実施機関が作成して〇〇に送付した回答に関する文書であるから、平成2年度又は平成3年度に処理が完結した文書であったと考えられる。

イ 実施機関における公文書の管理については、現在、北海道人事委員会の所掌事務に係る公文書等の管理に関する規則（平成10年北海道人事委員会規則2-29号。以下「規則」という。）及び規則を受けた北海道人事委員会事務局文書管理規程（平成10年北海道人事委員会訓令第1号。以下「新規程」という。）に基づき行われているが、本件公文書が完結した当時は、実施機関に現存する文書から次のように行われていたと推定される。

すなわち、文書管理全般については、平成3年3月31日までは北海道文書管理規程（昭和41年北海道訓令第4号）に準じて行われ、平成3年4月1日からは北海道人事委員会事務局文書管理規程（平成3年北海道人事委員会訓令第2号。以下「旧管理規程」という。）に基づいて行われていた。また、文書の編集保存については、平成3年4月30日までは北海道文書編集保存規程（昭和60年北海道訓令第1号。以下「道保存規程」という。）に準じて行われ、平成3年5月1日からは北海道人事委員会事務

局文書編集保存規程（平成3年北海道人事委員会事務局長訓令第2号。以下「旧保存規程」という。）に基づき行われていた。

そして、旧保存規程では、道保存規程に準じて文書の編集及び保存等を行うこととされていたほか、実施機関が管理する文書の分類表を定め、分類した文書ごとの保存期間を定めていた。

ウ 本件公文書は、アで述べた内容の文書であること及び当審査会が実施機関に提示を求めた本件公文書の内容と類似すると考えられる平成10年の〇〇からの調査文書及びこれに対する回答文書の内容から類推すると、道保存規程第3条に定める保存期間3年の往復文書（旧保存規程における文書分類表の「第1分類一事務局、第2分類一総務、第3分類一3任用、第4分類一0総括、文書件名一資料、保存期間一3年」に該当する文書）に該当するものであったと考えられる。

そして、本件公文書が遅くとも平成3年度には完結した公文書であったことからすれば、平成7年3月31日までに保存期間が満了していたと考えられるので、保存期間の満了した公文書については保存文書廃棄書を作成し、決定を経て廃棄しなければならないとされていた道保存規程第29条第1項の規定により、遅くとも平成7年度には廃棄されなければならない公文書であったことが認められる。

しかしながら、実施機関の説明によれば、本件公文書は、保存期間満了後においても、規則及び新規程が制定された平成10年4月まで実施機関において廃棄されることなく保存されてきたと認められる。そして、実施機関では、規則及び新規程を制定した際に、本件公文書のように保存管理が適切でなかった公文書について規則及び新規程による見直しを行い、規則及び新規程においても保存期間が過ぎている公文書については規則及び新規程に基づき廃棄することとした。

本件公文書は、このような見直しにより、公文書の保存期間の基準を定めた規則別表三の5年保存の文書のうちの「7 その他5年保存の必要があると認められる文書」に該当するものであるとして、新規程第16条を受けた文書分類表に基づく「第1分類一A事務局、第2分類一2任用、第3分類一1任用、第4分類一0総括、台帳・簿冊等の名称一資料、保存期間一5年」に分類された上で、新規程第18条に基づき保存文書台帳に「資料（〇〇〇〇関係・昭和58年度～平成3年度）」の名称で他の公文書とともに登記されると同時に、規則第14条及び新規程第21条の規定に基づき、平成10年4月20日付けで保存期間の満了による廃棄の決定がなされ、当該決定に基づき廃棄処分されたものと認められる。

エ なお、異議申立人は、本件公文書を編綴していた簿冊の名称である「資料（〇〇〇〇関係・昭和58年度～平成3年度）」が極めて漠然としたものであり、本件公文書が当該簿冊に必ず含まれていたとはいえない旨主張する。

しかしながら、本件公文書がアで述べた内容の文書であること及び前述した当審査会が実施機関に提示を求めた本件公文書と類似する調査回答文書の内容からすると、本件公文書は当該簿冊に編綴されていたと考えるのが合理的であり、これを覆すに足りる資料等はない。

また、異議申立人は、本件公文書は、規則別表で定められている永年保存の文書のうちの「統計書等で特に重要なものの、その他永年保存の必要があると認められる文書」又は10年保存の文書のうちの「統計書等で重要なものの、その他10年保存の必要が

あると認められる文書」に該当する余地は十分あり、10年以上にわたって保存されている可能性がないとはいえない旨主張する。

しかしながら、当審査会が実施機関に提示を求めた本件公文書と類似する調査回答文書の内容からすると統計的内容は含まれていないものと推定されるところであり、旧保存規程で定められている永年保存又は10年保存すべき文書の基準や同規程の文書分類表で定められいる具体的な文書件名からみても、本件公文書は異議申立人の主張するような永年保存又は10年保存に該当する文書ではないと考えるのが妥当である。
オ 以上のことからすれば、本件公文書は、実施機関が定める文書の管理に関する諸規程に基づき既に廃棄されていると認められ、他に実施機関に本件公文書が存在することを窺わせるに足りる資料等はない。

したがって、本件公文書は、実施機関に存在するとは認められない。

以上のことから、結論のとおり判断した。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成11年 6月 7日	<input type="radio"/> 諒問書の受理 <input type="radio"/> 実施機関からの関係資料の提出
平成11年 8月 2日 (第15回審査会)	<input type="radio"/> 新規諮問事案の報告 <input type="radio"/> 審議
平成11年 9月 2日 (第16回審査会)	<input type="radio"/> 審議 <input type="radio"/> 本件諮問事案の審議を審査会第二部会に付託
平成11年 9月 6日 (審査会第二部会)	<input type="radio"/> 実施機関から本件処分の理由等を聴取 <input type="radio"/> 審議
平成11年10月 19日 (審査会第二部会)	<input type="radio"/> 審議
平成11年10月 25日 (審査会第二部会)	<input type="radio"/> 審議
平成11年11月 29日 (審査会第二部会)	<input type="radio"/> 答申案審議
平成11年12月 6日	<input type="radio"/> 答申案審議

(第19回審査会)	
平成11年12月16日	○ 答申